

平成 21 年度食品安全委員会運営計画 (案) 抜粋

第 2 委員会の運営全般

1 会議の開催

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね 3～4 ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対応体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

第 5 緊急の事態への対応

1 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

2 緊急事態への対応体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等における緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、見直しを行う。

また、緊急時には危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページで公表するとともに、緊急事態等における情報提供のあり方について更に検討を進める。